工作機械の該非判定に関する 手続き(フローチャート)



1. 製造者 ※従来どおり

実測値又は位置決め精度等通 達に基づく申告値で非該当で ある【注1】



許可申請は不要 (税関は非該当であることを 示す書類を確認)



許可申請が必要 (税関は「許可証」を確認)

2. 製造者以外

【製造から20年以内】※新設

カタログ値、仕様書値又は 位置決め精度等通達に基づく 申告値で非該当である



許可申請は不要 (税関は非該当であることを 示す書類を確認)



該当である or 記載がない (不明)

製造者以外の者による実測値 が非該当である



許可申請が必要 (税関は「許可証」を確認)



製造者から非該当であること の確認を得ている【注2】



経済産業省から受領した 届出受理票【注3】を 税関に提示 (税関は届出受理票を確認)

【注2】製造者が解散済みであるこ とを示す結果(官報等)でも可能

【注3】製造者以外の者による位置 決め精度等に係る届出書(別紙6)

【製造から20年超】※従来どおり

実測値又は位置決め精度等通 達に基づく申告値で非該当で ある【注1】



許可申請は不要 (税関は非該当であることを 示す書類を確認)



許可申請が必要 (税関は「許可証」を確認)

【注1】カタログ値又は仕様書値で該当の場合は該当として扱ってもよい。 該当の場合、実測値の測定を行わず許可申請を行うことは可能。